

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（673））

2. 日時：平成30年2月14日 10時00分～12時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

伊藤安全審査官、日南川安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他2名

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第39条 耐震設計方針」「第40条 耐津波設計方針」及び「第43条 共通（基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する津波防護方針）」について、平成29年11月8日に提出された発電用原子炉設置変更許可申請書（一部補正）及び本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<基準津波を超え敷地に遡上する津波に対する津波防護方針について>

- 敷地に遡上する津波に対する防潮堤及び防潮扉、浸水防止設備の許容限界について、第43条への適合性を説明する観点から考え方を整理して提示すること。
- 防潮堤及び防潮扉の設計方針について、構造強度の観点から防潮堤及び防潮扉が果たすべき機能考え方が示されていないため、再度整理し、速やかに提示すること。
- 津波伝播経路の不確かさの考慮について、防潮堤内における必要な記載が不足していることから整理して提示すること。
- 浸水防止設備の設計方針における水密性の考慮について、第5条の補足説明資料に対しても修正を反映し、提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 重大事故等対処設備について
- ・設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の津波防護対象設備の配置図